

地 域 振 興 研 究 助 成 金 交 付 要 約

(趣 旨)

第1条 公益社団法人沖縄県対米請求権事業協会（以下「協会」という）は、沖縄県の地域振興及び文化の高揚に寄与することを目的とする政策提案型の研究企画を公募し、応募された研究企画のうち所定の審査を経て選定された研究の実施に係る経費の一部を助成金として交付する。

(助成対象研究)

第2条 助成対象研究は、総合的、学際的及び実践的な方法で行われる政策提案型研究とし、基礎研究等は対象としない。

2 他の機関の委託に係る研究及び協会以外で費用調達が可能な研究については対象としない。

(研究期間)

第3条 研究期間については1年を超えない範囲とし、研究開始日は別途定める。

(助成対象者及び限度額など)

第4条 助成対象研究機関は、原則として県内に主たる事務所を有し、研究実績のある法人又は団体（以下「研究機関」という）とする。ただし、会長が特に認める場合はこの限りではない。

2 助成対象件数、助成限度額及び助成率については、予算の事情により別途定める。

(助成対象経費)

第5条 助成対象とする経費は、研究の実施に必要な研究直接経費及び一般管理費とする。ただし、研究設備、備品等の購入費及び報告書印刷費を除く。

2 経費の内訳及び算定方法については、別途定める。

(募 集)

第 6 条 協会は、各年度、募集に必要な応募案内を作成し、広く募集を行う。

(応募申込及び募集期間)

第 7 条 研究助成に応募しようとする研究機関は、地域振興研究助成応募申込書（第 1 号様式）に研究事業計画書（第 2 号様式）を添付して協会に提出しなければならない。

2 募集期間は、別途定める。

(審 査)

第 8 条 協会は選定の公平を期するため、協会内に審査委員をおいて審査を行う。協会は審査結果を踏まえて、助成する研究機関と金額を内定する。

2 審査は、研究目的及び内容の明確性、具体性、独創性の要件を基準とする。

(採用内定及び通知)

第 9 条 協会は、研究助成の採用を内定した場合は、その内定の内容等を当該研究機関に書面（第 3 号様式）により速やかに通知するものとする。

(助成金の交付申請)

第 10 条 助成金交付を申請しようとする研究機関は、地域振興研究助成金交付申請書（第 4 号様式）に関係書類（第 5 号様式～第 7 号様式）を添付して協会に提出しなければならない。

(助成金の交付決定)

第 11 条 協会は、前条の規定による助成金交付申請書を受理した時は、その内容を審査のうえ、適正と認めたときは助成金の交付決定をするものとする。

(助成金の交付決定の通知)

第 12 条 協会は、前条の規定に基づき助成金の交付を決定したときは、当該研究機関（以下「事業者」という）に書面（第 8 号様式）により通知するものとする。

(助成金の概算払い)

第 13 条 協会は、助成金交付決定後、事業者による地域振興研究助成金概算払い請求書（第 9 号様式）に基づき、事業者が研究を開始してから 30 日経過以降に助成金の 2 分の 1 の金額を概算払いにより交付するものとする。

(研究計画内容及び計画予算の変更承認)

第 14 条 事業者は、次に掲げる場合には、地域振興研究助成事業変更申請書（第 10 号様式）を協会に提出し、承認を受けなければならない。ただし、軽微な変更については、この限りではない。

- (1) 事業計画を変更するとき
 - (2) 事業計画を中止するとき
 - (3) その他計画遂行の妨げになるような事項が発生したとき
- 2 協会は、前項の申請書に係る事業計画の変更を認めたときは、事業者に書面（第 11 号様式）により通知する。
- 3 第 1 項に規定する軽微な変更は、助成事業の趣旨に反しない範囲での研究計画の細部の変更及び、助成対象経費（研究直接費・一般管理費）のそれぞれ 20% 以内の増減とする。

(中間報告書の提出)

第 15 条 事業者は、最終報告書の骨子を内容とする中間研究成果報告書（第 12 号様式）を提出するものとする。

- 2 提出期限は、別途定める。

(実施状況の提出)

第 16 条 協会が必要と認めるときは、事業者に研究実施状況、収支明細等について報告を求め、又は協会が実地に調査することができる。

(最終報告書の提出)

第 17 条 事業者は、助成事業が終了したときは、研究成果報告書（第 13 号様式）及び地域振興研究助成事業報告書（第 14 号様式）を 30 日以内に協会に提出するものとする。

(助成金の確定及び通知)

第 18 条 協会は、前条の事業報告書（第 14 号様式）に基づきその内容を審査した上で交付すべき助成金の額を確定し、事業者に対し、地域振興研究助成金確定通知書（第 15 号様式）により通知するものとする。

(助成金精算払い)

第 19 条 協会は、助成金の確定後、事業者による地域振興研究助成金精算払い請求書（第 16 号様式）に基づき、受領後 30 日以内に助成金の残額を交付するものとする。

(決定の取消)

第 20 条 協会は、次の各号の一に該当する場合は、助成金の一部または全部を取り消すことができる。

- (1) 助成金を目的以外の用途に使用した場合
 - (2) 事業終了後の報告書の提出など協会に対する義務を怠った場合
 - (3) 助成事業者としてふさわしくない行為があった場合
 - (4) 研究期間内に事業を終了しない場合
 - (5) 事業者から、事業の取り下げ申請（第 17 号様式）があった場合
- 2 協会は、前項の（1）から（4）までの取消を決定した場合、事業者に書面（第 18 号様式）により通知する。
- 3 協会は、前項の（5）の取消を決定した場合、事業者に書面（第 19 号様式）により通知する。

(助成金の返還)

第 21 条 協会は、助成金の交付の決定を取り消し又は中止の承認をした場合において、当該取り消し又は中止に関わる部分に関し、すでに助成金が交付されているときは、期限を定めてその返還を命ずるものとする。

- 2 事業者がやむを得ない事情により、事業継続が不可能となった場合において会長が特に認めた場合には、事業者に対して助成金の返還を免除することができる。

(研究成果)

第 22 条 助成研究の成果についての権利は事業者に帰属するが、協会は事業者の承諾を得て、その成果を報告書、報告会及びシンポジウム等において無償で公開することができるものとする。

(事故等の責任)

第 23 条 協会は、研究助成事業実施中の事故に関して一切の責任を負わないものとする。

(委 任)

第 24 条 この要綱に定めるもののほか、事業の実施に必要な事項は会長が要領で定める。

附 則

この要綱は、平成 8 年 2 月 22 日から施行し、平成 8 年 2 月 1 日から適用する。

附 則

この要綱は、平成 16 年 8 月 10 日から施行する。

附 則

この要綱は、平成 17 年 11 月 22 日から施行する。

附 則

この要綱は、平成 19 年 2 月 19 日から施行する。

附 則

この要綱は、平成 26 年 4 月 1 日から施行する。